

兵庫県公報

平成20年10月17日 金曜日 第 2023 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
同上（同）	2
保安林の指定の予定通知（同）	3
建設業者に対する行政処分（県土整備部総務課）	3
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
公 告	
産業集積促進地区の指定（新産業立地課）	4
産業活力再生地区の指定（同）	5
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	5
大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	6
病院局告示	
平成21年度兵庫県立柏原看護専門学校の入学試験の実施	7
平成21年度兵庫県立淡路看護専門学校の入学試験の実施	8
病院局公告	
政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告（県立淡路病院）	8
公安委員会告示	
暴力追放運動推進センターに関する規則に基づく財団法人暴力団追放兵庫県民センターの事務所の所在地の変更	11

告 示

兵庫県告示第1046号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成20年10月2日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に對してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 小規模	大沢新池地区	平成20年10月17日から 同 年11月6日まで	加古郡 稲美町役場

兵庫県告示第1047号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定

により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区	同意成立年月日
明石浦加入区	平成20年9月25日
林崎加入区	同 上
東二見加入区	同 上
西二見加入区	同 上
苅屋加入区	同 上
家島加入区	同 上
赤穂市加入区	同 上
尾上加入区	同 上
富島加入区	同 上
浅野浦加入区	同 上
育波浦加入区	同 上
室津浦加入区	同 上
都志加入区	同 上
鳥飼加入区	同 上

兵庫県告示第1048号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
南あわじ市志知奥字菖蒲谷859から870まで、875、877
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1049号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
淡路市尾崎字大木谷2179の1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1050号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市出石町寺坂字コケ山口685の2、686から690まで、696、697、697の1、698、699、702、703の1、703の2、704から708まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第1051号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成20年9月30日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	常盤電機株式会社
主たる営業所の所在地	姫路市北今宿2丁目4番1号
代表者の氏名	常盤 充
許可番号	兵庫県知事許可(般・特-18)第450458号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成20年10月10日から同年11月8日までの30日間

4 処分の原因となった事実

常盤電機株式会社の元職員は、平成20年3月27日、神戸地方裁判所において、元佐用町職員に対する贈賄罪により、懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、同年4月11日、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

兵庫県告示第1052号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年10月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年10月17日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 前之庄市川線	神崎郡市川町奥字池ノ内779番1から 同 郡同 町甘地字下囃447番2まで	旧	2.0から 28.0まで	1,560.0	
		新	10.0から 40.0まで	1,746.0	

公 告

産業集積促進地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(平成14年兵庫県条例第20号)第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区に指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 拠点地区の種別

産業集積促進地区

2 指定の申出をした市町長

篠山市長

3 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積

(1) 篠山東部産業集積促進地区

篠山市藤之木、小野奥谷、安田及び小野新の各一部 約5.7ヘクタール

- (2) 篠山中央産業集積促進地区
篠山市北の一部 約7.7ヘクタール

- 4 指定日
平成20年10月17日

産業活力再生地区の指定

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第3項の規定により、次のとおり拠点地区に指定したので、同条第4項の規定により公表する。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 拠点地区の種別
産業活力再生地区
- 2 指定の申出をした市町長
加西市長
- 3 指定の申出に係る地区の名称、区域及び面積
加西鎮岩産業活力再生地区
加西市段下町、鎮岩町、北条町東高室の各一部 約22.6ヘクタール
- 4 指定日
平成20年10月17日

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年10月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町二子字大坪212番11、214番3の一部、214番19、217番1、217番2、217番3の一部、219番の一部、222番1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市百合丘30番地の2
三幸殖産株式会社 代表取締役 福島順史
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成20年8月22日
兵庫県指令東播（建）第1-1-2号（20播磨）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第1工区）
加西市北条町北条字溝川54番1
同 市北条町北条字山添201番、201番2、201番5、201番6、204番1、208番、208番2、211番2
同 市北条町北条字鳥居元306番14、308番1、314番3、321番3、323番4
同 市北条町北条字馬橋320番、320番1、320番2、326番3、326番4、327番、329番1、330番1、337番1、337番4から337番8まで、340番1、345番2
同 市北条町北条字尾長150番1、156番1、156番5、156番6
同 市北条町北条字桐井273番2、273番6、274番、275番、276番1、276番2、277番1、280番1、281番、282番1、287番、287番2、287番3
同 市北条町北条字菊ヶ谷215番1の一部、215番6の一部、217番1の一部、218番1の一部、218番4の一部、220番1、221番の一部、223番の一部、225番の一部、227番1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社 代表執行役 岡田元也
- (3) 許可年月日及び許可番号

平成20年9月30日

兵庫県指令北播（建）第1-11-4号（19加西）

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年10月17日

中播磨県民局長 笹 倉 雅 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）ヒラキ姫路店
所在地 姫路市飾東町庄字宮浦217ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ヒラキ株式会社
代表者の氏名 向 畑 達 也
住所 神戸市須磨区中島町三丁目2番6号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 ヒラキ株式会社
代表者の氏名 向 畑 達 也
住所 神戸市須磨区中島町三丁目2番6号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,740平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
150台
 - (2) 駐輪場の収容台数
80台
 - (3) 荷さばき施設の面積
110平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
8.65立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後9時30分まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時45分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口2箇所 出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時30分から午後4時まで
- 8 届出年月日
平成20年9月26日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課

- (2) 縦覧期間
平成20年10月17日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成21年2月17日
- (2) 提出先
中播磨県民局県土整備部まちづくり課
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地

病院局告示

兵庫県病院局告示第25号

兵庫県立柏原看護専門学校学則（平成14年兵庫県病院局管理規程第23号）第12条第1項の規定により、平成21年度兵庫県立柏原看護専門学校の入学試験を次のとおり実施する。

平成20年10月17日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 募集人員 40人
- 2 修学年限 3年
- 3 試験日時
平成21年1月23日（金） 午前9時から午後5時まで
- 4 試験場所
丹波市柏原町柏原5600番地 県立丹波の森公苑
- 5 試験の方法及び科目
 - (1) 学科試験
国語総合（古文及び漢文を除く。） 数学 ・ 数学A及び英語 ・ 英語
 - (2) 面接
- 6 受験資格
高等学校を卒業した者（平成21年3月卒業見込みの者を含む。）
その他学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する者（入学時において該当する見込みの者を含む。個別に入学資格審査が必要な者は、平成20年11月7日（金）までに県立柏原看護専門学校まで申し出ること。）
- 7 受験手続
 - (1) 提出書類
入学願書その他の添付書類
（県立柏原看護専門学校において配布する。）
 - (2) 入学考査料
2,200円
 - (3) 提出期間
平成20年12月8日（月）から同月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
なお、郵送による場合は入学考査料（定額小為替）を添えて簡易書留とし、平成20年12月16日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。
 - (4) 提出先
〒669-3309 丹波市柏原町柏原5208番地の1
県立柏原看護専門学校
- 8 合格者の発表
平成21年2月6日（金）に県立柏原看護専門学校において掲示するとともに、同日付けをもって合格者に通知する。
- 9 その他
視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成20年11月7日（金）までに県立柏原看護専門学校に申し出ること。
- 10 受験についての問い合わせ先

県立柏原看護専門学校

電話(0795)72-0528

兵庫県病院局告示第26号

兵庫県立淡路看護専門学校学則(平成14年兵庫県病院局管理規程第24号)第12条第1項の規定により、平成21年度兵庫県立淡路看護専門学校の入学試験を次のとおり実施する。

平成20年10月17日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 募集人員 40人
- 2 修学年限 3年
- 3 試験日時
平成21年1月23日(金) 午前9時から午後5時まで
- 4 試験場所
南あわじ市広田広田656番地の1 県立淡路看護専門学校
- 5 試験の方法及び科目
 - (1) 学科試験
国語総合(古文及び漢文を除く。) 数学 ・ 数学A及び英語 ・ 英語
 - (2) 面接
- 6 受験資格
高等学校を卒業した者(平成21年3月卒業見込みの者を含む。) その他学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する者(入学時において該当する見込みの者を含む。個別に入学資格審査が必要な者は、平成20年11月7日(金)までに県立淡路看護専門学校まで申し出ること。)
- 7 受験手続
 - (1) 提出書類
入学願書その他の添付書類
(県立淡路看護専門学校において配布する。)
 - (2) 入学考査料
2,200円
 - (3) 提出期間
平成20年12月8日(月)から同月16日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
なお、郵送による場合は入学考査料(定額小為替)を添えて簡易書留とし、平成20年12月16日(火)までの消印があるものに限り受け付ける。
 - (4) 提出先
〒656-0122 南あわじ市広田広田656番地の1
県立淡路看護専門学校
- 8 合格者の発表
平成21年2月6日(金)に県立淡路看護専門学校において掲示するとともに、同日付けをもって合格者に通知する。
- 9 その他
視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成20年11月7日(金)までに県立淡路看護専門学校に申し出ること。
- 10 受験についての問い合わせ先
県立淡路看護専門学校
電話(0799)45-1115

病 院 局 公 告

政府調達に関する協定に係るプロポーザルの募集公告
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルの募集を実施する。

平成20年10月17日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立淡路病院長 横 山 光 宏

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
県立淡路病院の医事業務委託
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
業者決定した後2箇月を経過した日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所
県立淡路病院 洲本市下加茂 1 - 6 - 6

2 参加資格

- (1) 日本国内において、一般病床400床以上の病院における医事業務全般を実施し、3年以上の実績がある者であること。
- (2) 病院で使用する医療情報システム（マックスシステム製）を用いて運用できる者であること。
- (3) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これを受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (5) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 参加手続き

- (1) 事務局
〒656-0013 洲本市下加茂 1 - 6 - 6
県立淡路病院総務部経理課
電話（0799）22 - 1200
- (2) 募集要領の配布
ア 配布期間
平成20年10月17日（金）から同月23日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 配布場所
上記(1)に同じ
- (3) 説明会
本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。
ア 日時
平成20年10月23日（木）午後4時から
イ 場所
県立淡路病院 別館会議室
ウ 留意事項
出席は、1社当たり2名以下とする。
- (4) 参加表明書
ア 提出方法
所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。
イ 受付期間
平成20年10月23日（木）から同年11月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の、毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）郵送の場合は、平成20年11月7日（金）必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成20年10月23日(木)から同月31日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)、郵送の場合は、平成20年10月31日(金)必着とする。

ウ 回答方法

平成20年11月6日(木)から同月12日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行う。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

平成20年11月10日(月)から同月14日(金)までの、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)、郵送の場合は、平成20年11月14日(金)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

企画提案書 10部

企画提案書要約版 10部

その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立淡路病院医事業務委託審査委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「県立淡路病院医事業務委託契約」の契約予定者となる。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Yokoyama, Director of Hyogo Prefectural Awaji Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for Medical affairs outsourcing

(3) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 4:00pm every weekday from Monday, November 10 through Friday, November 14, 2008

(4) Contact point for the notice:

Administration Division, Hyogo Prefectural Awaji Hospital, 1-6-6

Simogamo, Sumoto-city, Hyogo Prefecture 656-0013

TEL (0799) 22-1200

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第305号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定による届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

平成20年10月17日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 変更に係る事項

(1) 変更前

名 称	所 在 地
財団法人暴力団追放兵庫県民センター 加古川暴力相談所	加古川市加古川町寺家町45番地 加古川産業会館4階

(2) 変更後

名 称	所 在 地
財団法人暴力団追放兵庫県民センター 加古川暴力相談所	加古川市加古川町寺家町45番地 J Aビル4階

2 変更しようとする年月日

平成20年10月17日